

【別冊資料】

紀の川デマンド乗合交通の 運行について

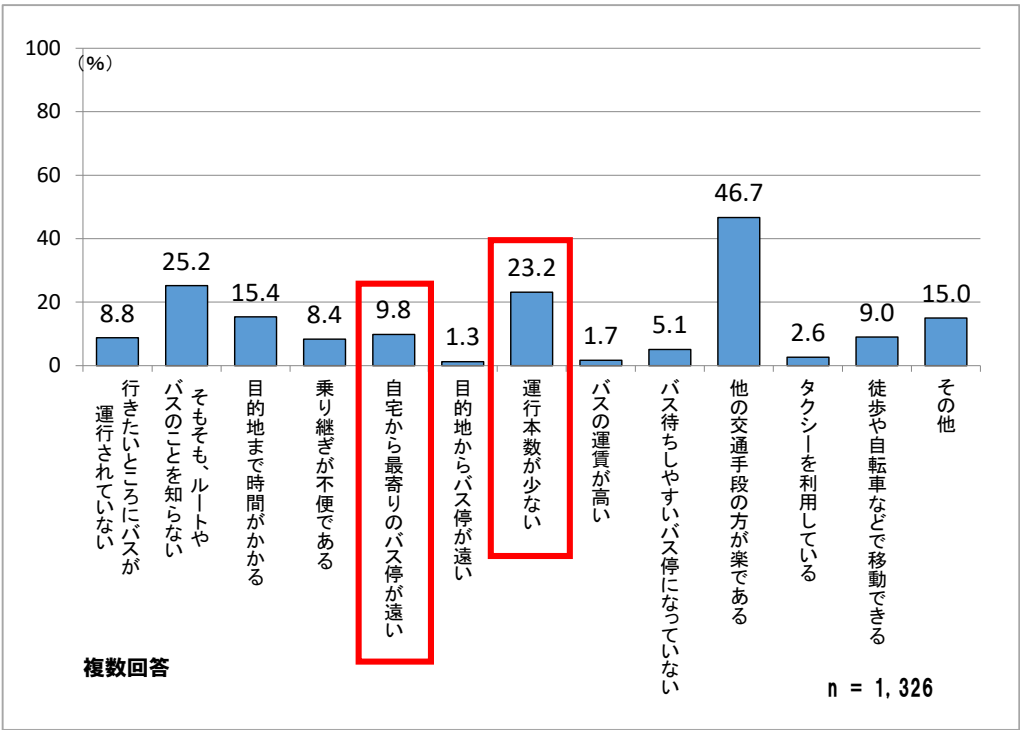
区域運行の導入について

地域巡回バスの現状と課題	
■ 地域巡回バスの利用状況	■ 地域巡回バスの使いやすさの不足
交通弱者の日常的な移動手段の確保を目的に、市内広域で運行しているが、「1便平均の利用者数」が1人より少ないコースが複数存在しており、定時定路線型のサービスが十分に活かされていない状況となっている。	令和4年度の市民アンケート調査結果では「バスを利用しづらい、しない理由」として「運行本数の少なさ」や「自宅からバス停までの距離」が挙げられており、利便性の改善が必要となっている。

図1.地域巡回バス利用状況(※令和6年4月～9月の実績を掲載)

コース名	期間中利用者数	月平均利用者数	1日平均利用者数	1便平均利用者数
名手上那賀支所コース	3,235	539	17.68	2.95
川原西脇コース	600	100	3.28	0.55
赤尾藤井コース	1,006	168	5.50	1.10
長田竜門コース	373	62	2.04	0.51
北勢田コース	896	149	4.90	1.63
三谷コース	40	7	0.22	0.11
黒土高野コース	182	30	0.99	0.17
打田貴志川コース	3,431	572	18.75	1.44
東貴志丸栖コース	885	148	4.84	1.21
西貴志コース	2,528	421	13.81	3.45
桃山鞆渕コース	1,833	306	10.02	1.67
細野貴志川コース	673	112	3.68	0.61
合計	15,682	1,307	85.69	1.32

図2.市内でバスを利用しづらい、しない理由(令和4年度市民アンケート調査)



上記の現状と課題を踏まえて、地域巡回バスの見直しの方向性について、令和5年度第3回協議会(令和6年1月22日開催)で協議

区域運行の導入について

「紀の川市地域公共交通計画」への位置付け

- ・固定のダイヤや運行ルートを定めず、区域内に設定した乗降地点間を予約に応じて柔軟に運行する区域運行を導入する
- ・鉄道・路線バス等との連携・接続を前提として、相互に利用しやすい公共交通ネットワークを形成する

図1.紀の川市地域公共交通計画 p45 目指すべき姿を実現するための施策

1-A 地域特性に応じた輸送手段の導入

○ 概要

- 地域の高齢化や交通弱者の増加が進む中で、よりきめ細やかな地域公共交通サービスへの期待の高まりに応えるため、市内の地域公共交通サービスについて、既存の地域巡回バスのサービス体系にとらわれず、地域特性に応じたサービスへの転換を図ります。

○ 取組内容

デマンド型区域運行サービスの導入

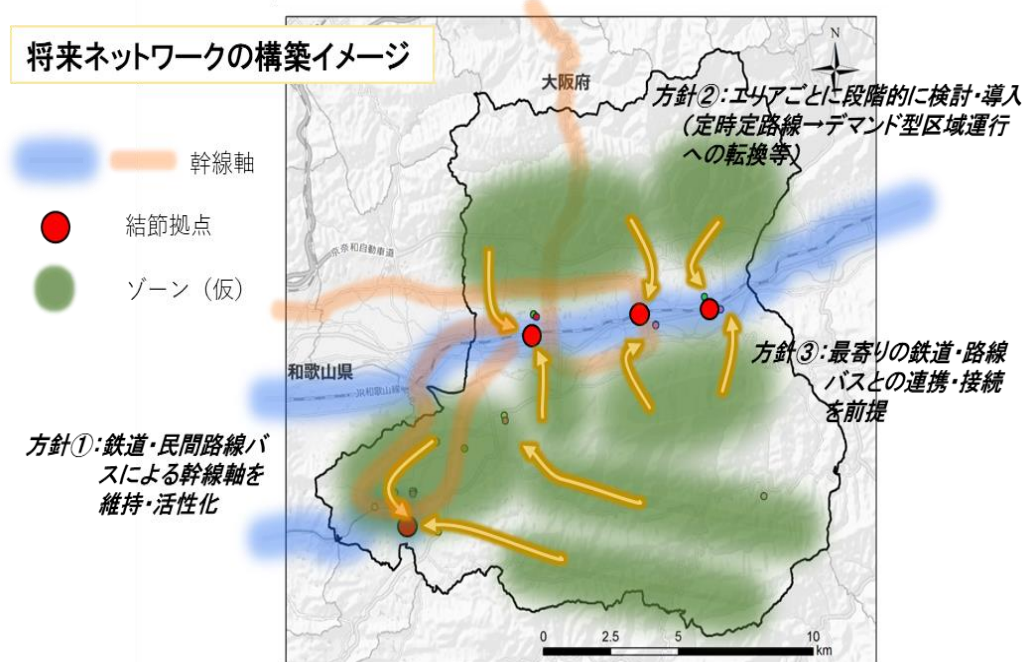
- 現行の地域巡回バス（支線軸）について、予約に応じて設定エリア内の乗降地点間を柔軟に運行するサービスへと転換し、地域内の移動しやすさの向上を図ります。

※ ここでいうデマンド型区域運行とは、固定の運行ルートを決めず、区域内に設定した乗降地点間を予約に応じて柔軟に運行する運行方法のことを指します。予約状況に応じて複数人が乗り合うこともあります。

※ エリア分けに含まれない地域は、定時定路線運行を継続し、利用実態に応じてデマンド型サービスへの移行を図りながら、地域の移動手段の確保に努めます。

図. デマンド型区域運行サービスのイメージ

図2.紀の川市地域公共交通計画 p36将来ネットワーク像



令和6年度の進め方(紀の川市地域公共交通計画p37より抜粋)

- 現行の地域巡回バスで効率的に運行できていない河北東・河北西エリアについて、2024年度(令和6年度)中に現行の地域巡回バス路線の代替交通としてデマンド型区域運行サービスの実証運行を開始します。
- なお、実証運行期間中は地域の生活への影響を考慮し、既存の地域巡回バス等を維持し、実証運行の評価を行いながら、地域の移動手段のあり方を検討していきます。

区域運行の導入について

これまでの取組

日 程	内 容
令和6年1月	■ 令和5年度第3回協議会 地域巡回バスの見直しの方向性について協議し、鉄道・路線バス・タクシー等との適切な役割分担を前提として、一定の地域ごとにデマンド型区域運行への転換を図ることについて承認
令和6年3月	■ 「紀の川市地域公共交通計画」を策定 デマンド型区域運行サービスの導入について位置付け
令和6年5月	■ 「AIオンデマンド交通導入事業」公募開始
令和6年6月	■ 「AIオンデマンド交通導入事業」プロポーザル実施 MONET Technologies(株)が優先交渉権者 (モネ テクノロジーズ) ■ 令和6年度第1回協議会 デマンド型区域運行の導入について、上記事業者の選定および令和7年1月から河北地域での運行開始を目指す旨を報告
令和6年7月	■ MONET Technologies(株)と契約締結、委託事業開始
令和6年8～11月	■ 運行準備 ・システム構築準備 ・運行事業者との調整 ・乗降ポイント候補地の選定・現地調査 ・各関係者(運行事業者、警察等)との調整
令和6年10月	■ 打田・粉河・那賀地区の地区別区長会で事業説明

区域運行の導入について

(参考) 予約型乗合交通の運行方式

図.序-3 運行方式からみた分類パターン

A 定路線型

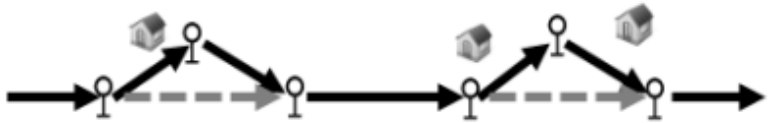
路線バスやコミュニティバスのように、所定のバス停等で乗降を行うが、予約があった場合のみ運行し、予約がなければ運行しない方式。“空気バス”の解消を図ることができる。

那賀地区の赤沼田および
地域巡回バス桃山鞆淵・細野貴志川で実施中



B 迂回ルート・エリアデマンド型

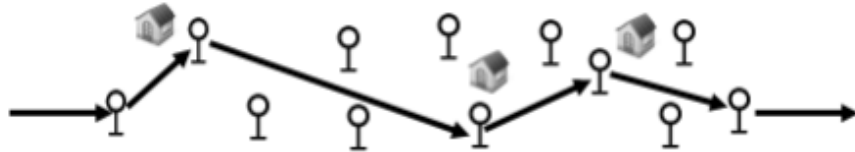
定路線型をベースに、予約に応じて所定のバス停等まで迂回させる運行方式。バス停等まで遠い地域に迂回ルートを設定することにより、交通空白地域の解消を図ることができる。



(運行方式の特徴 自宅 〰️ バス停等 〰️)

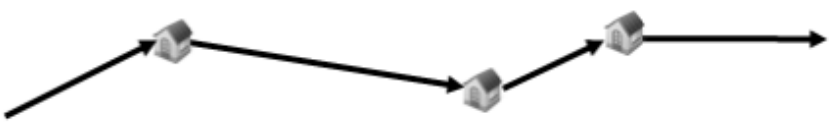
C 自由経路ミーティングポイント型

運行ルートは定めず、予約に応じ所定のバス停等間を最短経路で結ぶ方式。最短経路の選択により所要時間を短縮するとともに、バス停等を多数設置することにより、バス停等までの歩行距離を短縮することができる。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合が多い。



D 自由経路ドアツードア型

運行ルートやバス停等は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回するドアツードアのサービスを提供する運行方式。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合もみられる。



(国土交通省中部運輸局「デマンド型交通の手引き(平成25年3月)」を加工して作成)

今回導入する「紀の川デマンド乗合交通」は、自由経路ミーティングポイント型で運行(バスとタクシーの中間的サービス)エリア内に多くの乗降地点を設け、予約に応じて随時運行することで、利便性の改善を図る

区域運行の導入について

地域巡回バス（定時定路線運行）と比較した区域運行のメリット・デメリットについて	
■ メリット	■ デメリット
・ 固定のダイヤが無いいため、運行時間内の任意の時間で利用でき、<u>時間的な選択の幅が広がる</u> ・ <u>従来よりも多くの場所で乗降可能</u> ・ 固定の経路が無く、予約に応じて最短距離で運行するため、<u>所要時間が短縮される</u>	・ 利用するために<u>予約が必要</u> ・ 車両がいつ、どのように運行するかは予約を受け付けたタイミングで決定するため、<u>他の利用者の予約状況によって利用可能な時間に変動する</u>。利用したい時間に予約が集中している場合は、利用ができない可能性がある。 (デメリットへの対応例) ・ 実際の利用日より前もって予約する ・ 予約時に、行きと帰りを合わせて予約する ・ 鉄道や路線バス、タクシーと組み合わせて利用する

紀の川デマンド乗合交通（区域運行）の運行について	
■ 現在の地域巡回バスからの転換を視野に、「紀の川デマンド乗合交通」（区域運行）の運行を開始する（令和7年1月～紀の川河北地域で東西2エリア、令和8年1月～紀の川河南地域2エリアで運行予定）	
■ 「紀の川デマンド乗合交通」と鉄道、路線バス等の幹線軸との組み合わせにより、相互に利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図る	
■ 地域巡回バスについて、河南地域での「紀の川デマンド乗合交通」の導入後の利用実績をもとに、「紀の川デマンド乗合交通」および既存公共交通との役割分担を明確にする形で整理・見直しを検討する（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助系統も併せて見直しする）	
■ 整理・見直し結果を踏まえた地域巡回バスの改正は、令和9年4月頃を予定	

区域運行の導入について

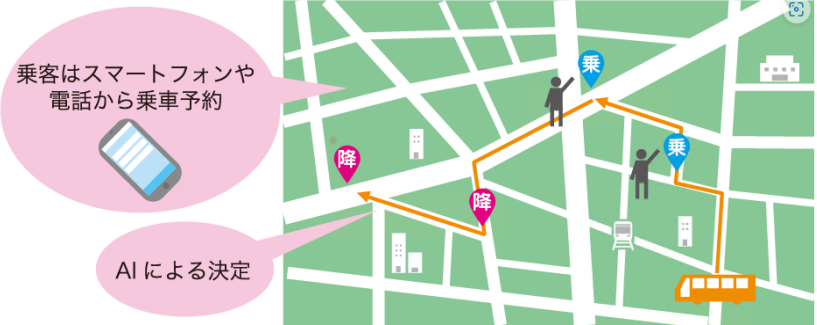
紀の川デマンド乗合交通の目標設定について

目標①:紀の川デマンド乗合交通の利用登録者数	
【目標値】	令和8年度：4,500人
【考え方】	令和4年度に実施したアンケート調査から、地域巡回バスを利用する市民の割合は約3.2%（約1,900人）と見込まれており、現在よりも多くの方に日常的な移動手段として認知・選択される公共交通となることを目標とする
目標②:紀の川デマンド乗合交通の1日1台あたりの利用者数	
【目標値】	令和8年度：16.8人
【考え方】	令和5年度の地域巡回バスの1日1台あたりの利用者数は約13人となっており、現在よりも多くの方に利用されることを目標とする 目標値は「1時間あたりの想定運行回数(2回)」×「乗合率(1.2)」×「休憩を除いた運行時間(7時間)」から設定
目標③:紀の川デマンド乗合交通利用者の満足度	
【目標値】	令和8年度：80%
【考え方】	地域ニーズに適したサービスとなっているかを判断するために目標を設定 車内に設置したアンケート用紙の回収等により測定する

区域運行の導入について

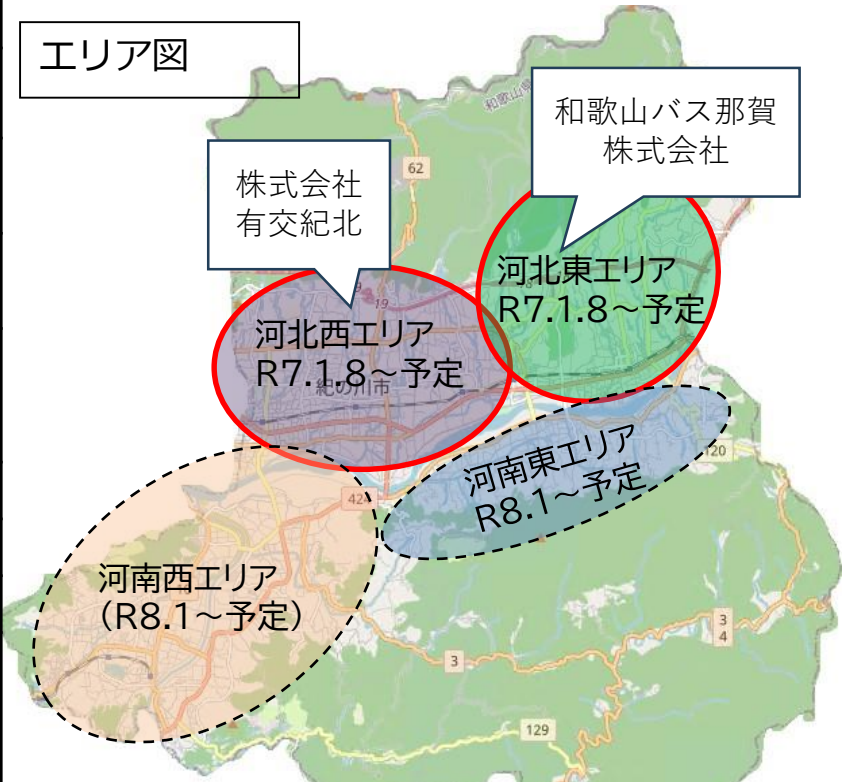
運行概要

サービス名	紀の川デマンド乗合交通(通称:のりのり交通)
運行の態様 【資料①】	区域運行 (道路運送法第4条許可による一般乗合旅客自動車運送事業)
営業区域 【資料②】	紀の川市の打田地区、粉河地区、那賀地区の紀の川以北を東西2エリアに分けて設定(河北西エリア・河北東エリア)
乗降ポイント 【別添資料】	2エリアで合計331地点(※令和6年11月8日現在) 河北西187地点、河北東115地点、共通29地点
運行開始日	令和7年1月8日(水)予定
運行日時	平日、土曜日の8時30分～16時30分 (日曜日、祝日および12月29日～1月3日は運休)
運行車両 【資料③】	ハイース10人乗り車両、予約座席9人 河北西エリア1台、河北東エリア1台 計2台
予約方法	スマホアプリ、LINE:24時間受付 電話:運行時間内で受付(運行時間外は受付不可) 令和7年1月6日(月)～予約受付開始
予約可能範囲	乗車の1週間前から30分前まで
対象者	利用登録者およびその同行者
支払方法	現金、PayPay
備考	・運賃は一般300円、小・中学生と障害者およびその介助者は200円とする(小学生未満は無料)。既存の公共交通の運賃およびサービス水準とのバランスを考慮して設定 ・エリア外の地域は、定時定路線運行を継続し、利用実態に応じてデマンド交通への移行を図る。



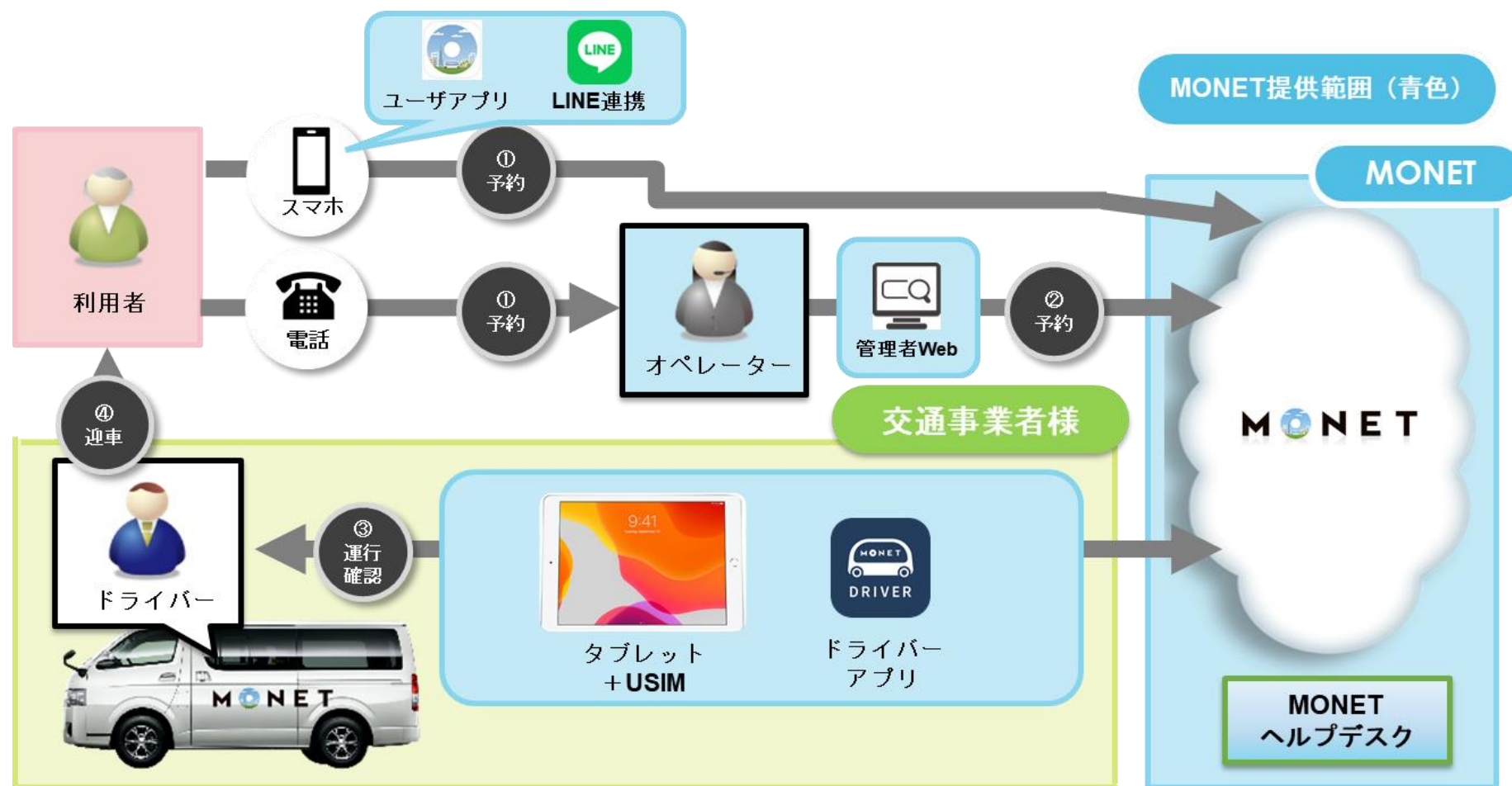
出典：国土交通省資料

エリア図



運行の仕組みについて

MONET Move 提供イメージ



運行の仕組みについて

アプリ予約

ユーザーアプリ

①「乗車予約」をタップ

位置情報を視覚的に提供
車両や乗降場所の位置を
地図上に表示

②乗降場所の選択

4種類の乗降場所検索
乗降履歴やカテゴリ検索を含む
4種類の検索で簡単に検索

③日時・人数の選択

即時予約・事前予約対応
すぐ後の予約も、先の予約も対応
柔軟に予約の期間を設定

④予約便の選択

便候補をすぐに表示
乗車できる便が複数ある場合
違いを分かりやすくすぐに表示

⑤予約確認→確定

予約を簡単に確認可能
乗降場所や人数などの情報を
簡単に確認可能

LINEアプリ

①「予約する」をタップ

※市公式LINEより
本画面に遷移可能

必要最低限のボタン
予約に必要な機能に絞った
ボタンのみを配置

②乗降場所の選択

選択しやすい乗降場所
事前に設定した
よく使う場所のみを表示

③日時・人数の選択

タップで完結
複雑な操作や入力を
省いたタップのみの操作

④予約便の選択

便候補を見やすく表示
乗車できる便が複数ある場合
違いを分かりやすく表示

⑤確認して予約を確定

予約を簡単に確認可能
乗降場所や人数などの情報を
簡単に確認可能

運行の仕組みについて

運行設計

- ・8時30分～16時30分の運行時間内で予約に応じて随時運行
- ※運転士の休憩時間を13時～14時に設定

運行: 株式会社有交紀北

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
河北西エリア			運	行		休		運	

8:30～ 最初の乗客が乗車

～16:30 最後の乗客が下車

運行: 和歌山バス那賀株式会社

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
河北東エリア			運	行		休		運	

8:30～ 最初の乗客が乗車

～16:30 最後の乗客が下車

運行の仕組みについて

乗降ポイント

乗降ポイントの設置（331地点） ※令和6年11月8日現在
居住地域とともに、移動目的地として買い物施設、大型病院、
鉄道駅、公共施設等に設置予定

（イメージ：パネル）



（イメージ：ポール）



（イメージ：路面サイン）



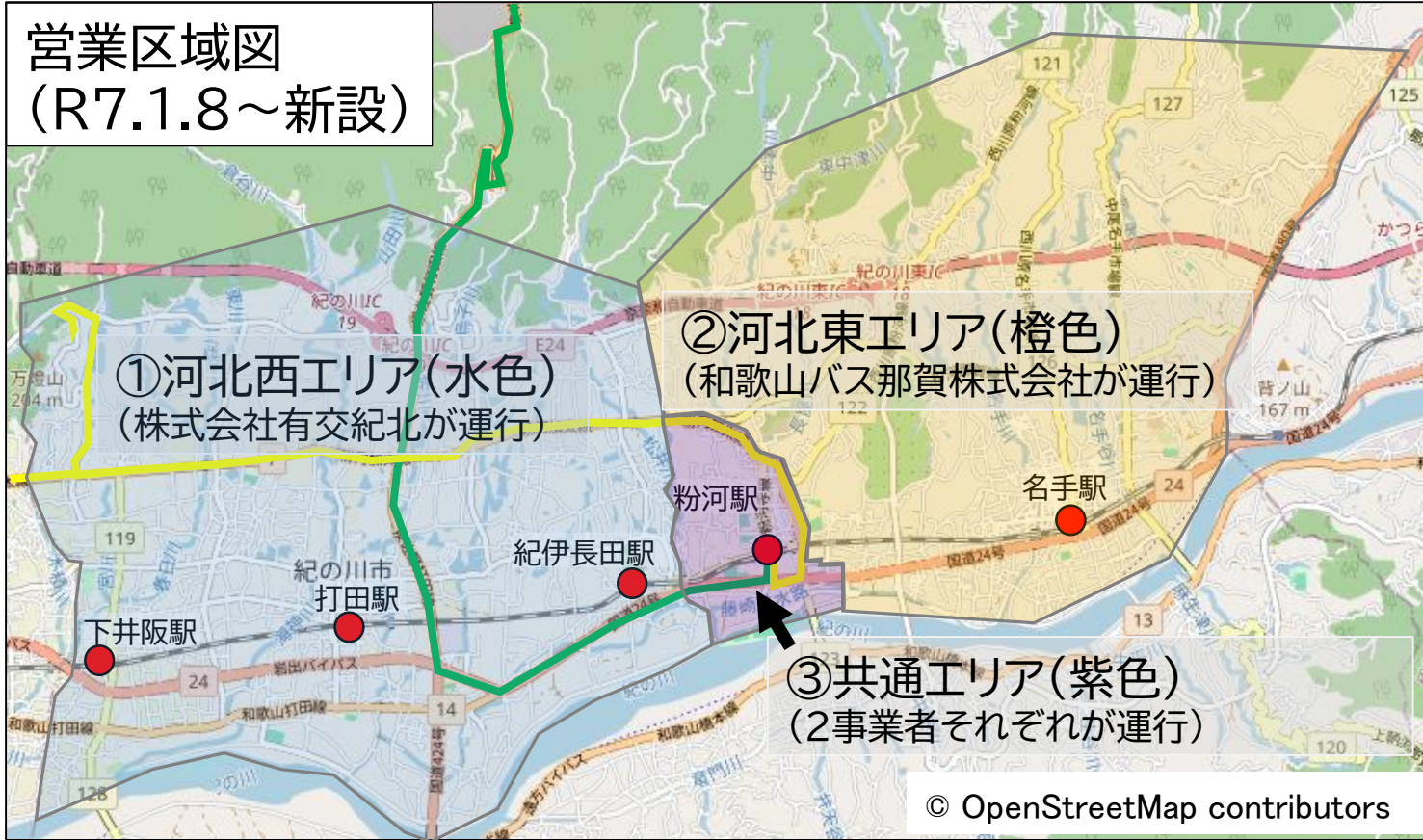
（イメージ：既設ポール）



営業区域について（河北エリア）

資料②

営業区域図
(R7.1.8～新設)



- 【備考】**
- ・エリアは片道20分程度で移動できる範囲で設定
 - ・粉河駅周辺は共通エリアとなるため、どちらのエリアからも乗降可能
 - ・エリア間の移動は鉄道や路線バス、タクシー等の活用を前提とする

- 【凡例】**
- JR和歌山線
 - 路線バス粉河熊取線
 - 路線バス紀伊粉河線

河北西エリア営業区域(図①③株有交紀北)

・打田地区
【大字】上野、打田、窪、竹房、黒土、広野、赤尾、東大井、久留壁、西大井、田中馬場、花野、尾崎、畑野上、中井阪、下井阪、西井阪、南中、北大井、南勢田、北勢田、重行、池田新、北中、神領、東山田、西山田、登尾、枇杷谷、豊田、東三谷、中三谷、西三谷、東国分、古和田

・粉河地区
【大字】粉河、猪垣、中山、北志野、北長田、上田井、嶋、長田中、深田、別所、松井、南志野

河北東エリア営業区域(図②③和歌山バス那賀株)

・粉河地区
【大字】粉河、猪垣、東毛、中津川、中山、藤井、井田、東野、馬宿、上丹生谷、下丹生谷、西川原、野上、東川原

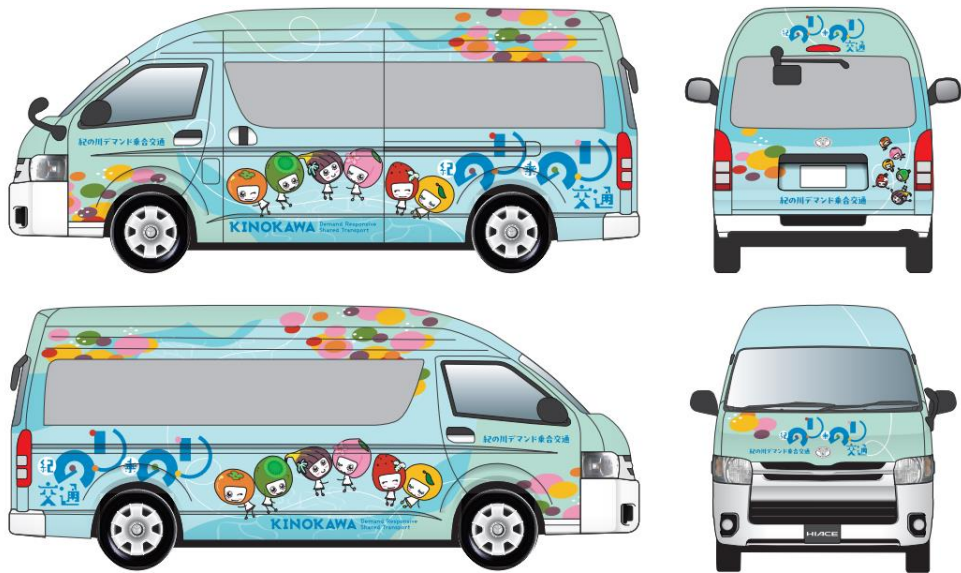
・那賀地区
【大字】名手上、平野、名手下、西野山、江川中、切畑、穴伏、名手市場、名手西野、藤崎、後田、王子

運行車両について

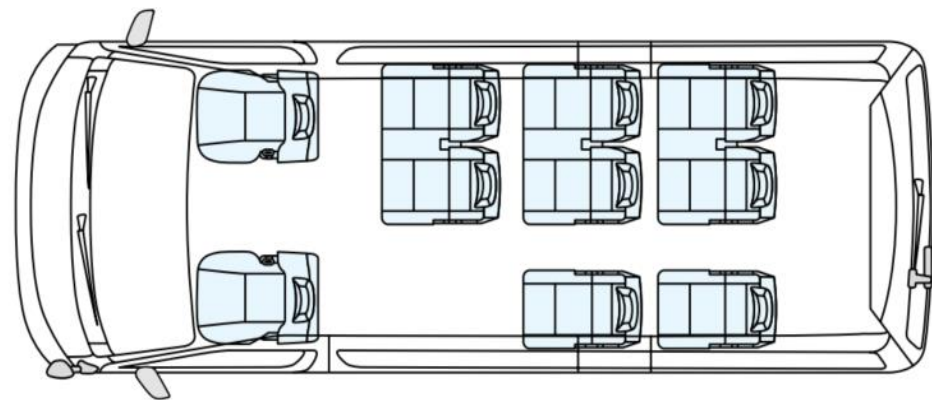
車両情報

車種型式	トヨタ ハイエースグランドキャビン (車両型式:3BA-TRH229W)
乗車定員	10人(予約座席9人)
車両寸法	長さ:5,380mm 幅 :1,880mm 高さ:2,285mm
車両総重量	2,710kg
補助設備	乗降口に電動補助ステップおよび手すりを装着
乗車定員11人未満の車両を使用する理由	予約に応じて随時運行する方式であり、乗車定員11人未満の車両で十分対応可能と考えられるため
運行台数	河北西エリア1台、河北東エリア1台
予備車両	各運行事業者の事業用車両(ハイエース等)を使用
営業所ごとに配置する車両数	常用車1台+予備車2台(河北西エリア) 常用車1台+予備車2台(河北東エリア) 運行台数は各エリア1台となっており、上記車両数で対応可能と考えられるため
移動円滑化基準の適用除外認定申請について	15ページ、16ページに記載

車両デザイン



座席図



運行車両について

移動円滑化基準の適用除外認定申請について

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、乗合バス事業で使用する車両についても、この基準に適合するよう求められている
- ・しかし、運行の態様等により、移動円滑化基準を満たすことが困難な場合、車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車については、地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる
- ・今回の「紀の川デマンド乗合交通」の運行車両について、運行の態様等により、以下の基準を満たすことが困難であることから、本協議会での合意のもと、移動円滑化基準の適用除外認定の申請を行いたい

適用を除外する移動円滑化基準の条件および内容	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること(第37条第2項第2号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること(第39条)
	通路の有効幅	乗降口と車椅子スペースとの間の通路幅は、80cm以上とすること(第40条第1項)
	通路の手すり	通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けること(第40条第2項)
	運行情報提供設備等	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること(第41条第1項) 乗合バス車両に車外用放送設備を設けること(第41条第2項) 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示すること(第41条第3項)
認定を必要とする理由	・乗降地点を居住地域内のごみ集積場等に設置することから、小型車両でなければ運行ができない狭隘道路を走行するため、運行の安全性を確保するために小型車両の導入が必要となっている ・運行の態様や、小型車両で可能な限り乗車定員の確保等を図るため、上記の移動円滑化基準を満たせないことから、適用除外認定を申請する ・移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車椅子利用者については、別途紀の川市で実施している「福祉タクシー利用助成事業」等の利用により、移動手段の確保を図る	

運行車両について

移動円滑化基準の適用除外認定申請を行う車両の情報について

河北西エリア（株有交紀北）

	車名 型式	初度 登録年	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総 重量 (kg)	車両番号
常用車	トヨタ 3BA-TRH229W	令和6年 10月	10	538	188	228	2,710	和歌山 300 あ 416
予備車①	トヨタ CBA-TRH224W	平成17年 8月	10	538	188	228	2,580	和歌山 300 あ 63
予備車②	トヨタ CBA-TRH229W	平成18年 5月	10	538	188	228	2,730	和歌山 300 あ 101

河北東エリア（和歌山バス那賀株）

	車名 型式	初度 登録年	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総 重量 (kg)	車両番号
常用車	トヨタ 3BA-TRH229W	令和6年 10月	10	538	188	228	2,710	和歌山 300 あ 414
予備車①	トヨタ LDF-KDH223B	平成28年 9月	13	538	188	228	2,955	和歌山 200 あ 283
予備車②	トヨタ LDF-KDH223B	平成23年 2月	13	538	188	228	2,895	和歌山 200 あ 275

運行開始に向けたスケジュール（見込み）

日 程	内 容
令和6年11月	紀の川市地域公共交通活性化再生協議会での承認、運輸局へ事業申請
令和6年12月	市広報紙(広報紀の川12月号)に事業内容を掲載
令和6年12月	乗降ポイント 看板等設置
令和6年12月	(住民向け)「紀の川デマンド乗合交通」ご利用説明会の実施 ・12/14(土) AM:粉河地区公民館 PM:那賀総合センター ・12/21(土) AM:紀の川市役所南別館 PM:粉河地区公民館 ・12/22(日) AM:那賀総合センター PM:紀の川市役所南別館
令和6年12月下旬	事業認可(一般乗合旅客自動車運送事業 区域運行)
令和7年1月	ご利用案内冊子を各戸配布(広報紀の川1月号配布時)
令和7年1月6日	「紀の川デマンド乗合交通」 予約開始
令和7年1月8日	「紀の川デマンド乗合交通」 運行開始
令和7年1月～	スマホ教室等の実施(LINEの使い方、スマホからの予約方法など)
令和7年2月上旬	乗車体験会の実施

令和6年11月 日

近畿運輸局長

殿

住 所	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東433番地
氏名又は名称	株式会社有交紀北
代表者氏名	代表取締役 西脇 正宜
連絡先 電話	0736-22-3333

一般乗合旅客自動車運送事業の 事業計画変更認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東433番地
氏 名 又 は 名 称	株式会社有交紀北
代 表 者 名	代表取締役 西脇 正宜

2. 事業の種別

一般 乗合 旅客自動車運送事業
(区域運行)

3. 事業計画 等

【別紙①】のとおり

4. 変更を行おうとする理由

紀の川市において、地域特性に応じたきめ細やかな地域公共交通づくりを推進するため、既存の地域巡回バスのサービスの見直しを視野に、新たにデマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通」の運行を開始するため。

事業計画等(区域運行)

1 営業区域

(新) 別紙営業区域図のとおり (旧) _____

2 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

① 主たる事務所

	名 称	位 置
(新)	旧と同じ	旧と同じ
(旧)	株式会社有交紀北	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東433番地

② 営業所

(新)

名 称	位 置
笠田営業所	旧と同じ
粉河営業所	旧と同じ

(旧)

名 称	位 置
笠田営業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東 字前田433番地の1、436番地の4
粉河営業所	和歌山県紀の川市粉河字南前田470番地の10

3 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

(新)

営業所名	区域運行		合計	備考欄
	常用車	予備車		
笠田営業所	1	1	2	定員11人未満
粉河営業所	0	1	1	定員11人未満

増車等する場合は事業用自動車の明細

車台番号	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	高さ
TRH229-0016581	トヨタ	3BA- TRH229W	10人	5.38m	1.88m	2.28m
			人	m	m	m
			人	m	m	m

(旧)

営業所名	乗用（乗車定員11名未満）		合計	備考欄
	常用車	予備車		
笠田営業所	0	0	0	
粉河営業所	0	0	0	

変更がない場合は、「旧事項」に許認可を受けている事項を記入し、「新事項」には「旧と同じ」と記入して下さい。

4 自動車車庫の位置及び収容能力

(新)

名 称	位 置	収容能力
笠田営業所	旧と同じ	両 m ²
笠田営業所	旧と同じ	両 m ²
粉河営業所	旧と同じ	両 m ²
粉河営業所	旧と同じ	両 m ²

(旧)

名 称	位 置	収容能力
笠田営業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東 字前田433番地の1、436番地の4	6両 110.39m ²
笠田営業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東 字前田431番地	13両 197.20m ²
粉河営業所	和歌山県紀の川市粉河字南前田470番地の5	4両 57m ²
粉河営業所	和歌山県紀の川市粉河字南前田470番地の10	3両 67.48m ²

5 事業用自動車の乗務員の休憩・仮眠施設の名称及び位置

(新)

名 称	位 置
笠田営業所	旧と同じ
粉河営業所	旧と同じ

(旧)

名 称	位 置
笠田営業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東 字前田433番地の1、436番地の4
粉河営業所	和歌山県紀の川市粉河字南前田470番地の10

6 運送の区間

	名 称	運送の区間
(新)	河北西エリア	紀の川市河北西エリア(打田地区・粉河地区)
(旧)		

7 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

(新)

別紙「運行設計」のとおり

(旧)

変更がない場合は、「旧事項」に許認可を受けている事項を記入し、「新事項」には「旧と同じ」と記入して下さい。

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 433 番地
氏名又は名称 株式会社有交紀北
代 表 者 名 代表取締役 西脇 正宜

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）＜設定＞・変更＞届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を＜設定＞・変更＞したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 433 番地
氏名又は名称 株式会社有交紀北
代 表 者 名 代表取締役 西脇 正宜

2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線又は運送の区間

【設定】

別紙運行区域図に定める運行エリア内の乗降ポイント間

3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法

【設定】

一般：300円 小・中学生、障害者およびその介助者：200円
小学生未満：無料

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特段なし

5. 実施予定日

令和7年1月8日

令和6年11月 日

近畿運輸局長

殿

住 所 和歌山県紀の川市藤崎271番地
氏名又は名称 和歌山バス那賀株式会社
代表者氏名 取締役社長 佐伯 一也
連絡先 電話 0736-75-5220

一般乗合旅客自動車運送事業の 事業計画変更認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 和歌山県紀の川市藤崎271番地
氏 名 又 は 名 称 和歌山バス那賀株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐伯 一也

2. 事業の種別

一般 乗合 旅客自動車運送事業
(区域運行)

3. 事業計画 等

【別紙①】のとおり

4. 変更を行おうとする理由

紀の川市において、地域特性に応じたきめ細やかな地域公共交通づくりを推進するため、既存の地域巡回バスのサービスの見直しを視野に、新たにデマンド型区域運行サービス「紀の川デマンド乗合交通」の運行を開始するため。

事業計画等(区域運行)

1 営業区域

(新) 別紙営業区域図のとおり

(旧)

2 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

① 主たる事務所

	名 称	位 置
(新)	旧と同じ	旧と同じ
(旧)	和歌山バス那賀株式会社	和歌山県紀の川市藤崎271番地

② 営業所

(新)

名 称	位 置
那賀営業所	旧と同じ
営業所	

(旧)

名 称	位 置
那賀営業所	和歌山県紀の川市藤崎271番地
営業所	

3 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

(新)

営業所名	区域運行		合計	備考欄
	常用車	予備車		
那賀営業所	1	2	3	予備車は定員13人
営業所				

増車等する場合は事業用自動車の明細

車台番号	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	高さ
TRH229-0016579	トヨタ	3BA-TRH229W	10人	5.38m	1.88m	2.28m
			人	m	m	m
			人	m	m	m

(旧)

営業所名	乗用（乗車定員 11名未満）		合計	備考欄
	常用車	予備車		
那賀営業所	0	0	0	
営業所				

変更がない場合は、「旧事項」に許認可を受けている事項を記入し、「新事項」には「旧と同じ」と記入して下さい。

4 自動車車庫の位置及び収容能力

(新)

名 称	位 置	収容能力
那賀営業所	旧と同じ	両 m ²
		両 m ²
		両 m ²

(旧)

名 称	位 置	収容能力
那賀営業所	和歌山県紀の川市王子35・36の1・37の1・37の3 和歌山県紀の川市藤崎271の1・272の1・273の1・ 274番地の合地	45両 3672.1m ³
		両 m ²
		両 m ²

5 事業用自動車の乗務員の休憩・仮眠施設の名称及び位置

(新)

名 称	位 置
那賀営業所	旧と同じ

(旧)

名 称	位 置
那賀営業所	和歌山県紀の川市藤崎271番地

6 運送の区間

	名 称	運送の区間
(新)	河北東エリア	紀の川市河北東エリア(粉河地区・那賀地区)
(旧)		

7 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

(新)

別紙「運行設計」のとおり

(旧)

変更がない場合は、「旧事項」に許認可を受けている事項を記入し、「新事項」には「旧と同じ」と記入して下さい。

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所 和歌山県紀の川市藤崎271番地
氏名又は名称 和歌山バス那賀株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐伯 一也

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）＜設定＞・変更＞届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を＜設定＞・変更＞したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 和歌山県紀の川市藤崎271番地
氏名又は名称 和歌山バス那賀株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐伯 一也

2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線又は運送の区間

【設定】

別紙運行区域図に定める運行エリア内の乗降ポイント間

3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法

【設定】

一般：300円 小・中学生、障害者およびその介助者：200円
小学生未満：無料

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特段なし

5. 実施予定日

令和7年1月8日